

国際交流会館チューターの趣旨・業務内容

東京外国語大学国際交流会館は、チューターを配置することにより、日常の生活相談に応じるほか、在館留学生相互及び日本人との交流親睦を図るため、各種行事等を実施しています。

<チューター制度の目的>

- ・留学生たちの日本の社会や文化への理解の促進
- ・会館に居住する日本人学生等との交流事業の実施
- ・日常生活上の助言
- ・留学目的を円滑に達成するための支援
- ・会館の生活環境維持と安全のための協力

<チューターの業務について>

1. 国際交流会館への居住及び活動報告について

- ・国際交流会館に居住し、入居者である外国人留学生、日本人学生及び外国人研究者等と生活を共にする
- ・各チューターと連携を保ち、入居者の相談等に適宜応じる
- ・チューターで当番を決め、必ず1名が夜間の緊急時などに対応できる体制を取る
- ・毎月の活動をまとめた「実績簿」を作成して、留学生課へ提出する

2. 入居者の生活等の支援

- ・会館管理会社と協力のうえ新規の入居者に対し会館内の規則を理解させる
- ・日常的に留学生と交流を行い、会館内の生活マナー等を遵守するよう促す

3. 会館に居住する日本人学生等との交流事業の実施

- ・新規入居時等に入居者同士の交流が円滑に行われるよう、留学生課と相談の上、日本人居住者を含めた交流事業を企画・実施する

4. 留学生課等との連絡調整等

- ・原則月1回、平日夕刻に開催する留学生課とのチューター会議に参加する
- ・会館や居住する留学生等の状況について情報交換を行う
- ・安全で円滑な会館運営に向け、問題点・改善案等について意見交換を行う

5. 職員の勤務時間外における緊急時の連絡・対応について

- ・緊急事態が発生した時は、大学警備室と連携を取りながらチューター間で協力の上迅速に対応する
- ・火災・地震が発生した場合は、入居者に避難を知らせ、安全な避難等を指示する。また可能な範囲で消火器を使用した消火に努める
- ・急病人が発生した場合は119番通報や病院への同行等の対応をとる
- ・喧噪・喧嘩、不審者侵入が発生した場合は、大学警備室に連絡する
- ・入居者の要望に応じて1号館管理室に設置の救急箱からバンドエイド等を処方する
- ・年2回(春学期及び秋学期)に実施する防災訓練に必ず参加し、運営を補助する

6. 事務的補助について

- ・入居、退去時に管理員・職員が対応できない場合は居室鍵等の授受を行うこと
- ・管理人がいない場合で喫緊に必要な日用品・プリンタカートリッジ等の消耗品の管理・補充・交換を行う

7. その他

- ・判断が付かない場合は、留学生課の担当職員と相談すること
 - ・やむを得ずチューターを辞める場合は、3か月以前に留学生課に報告すること
- ※急な退去については3か月分の寄宿料をお支払いいただくこともあります